

2020年12月25日

## 第 14 期 中 間 決 算 公 告

東京都港区六本木一丁目6番1号  
住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長 円山 法昭

## 中間連結貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,249,632	預金	5,742,513
買入金銭債権	258,317	コールマネー及び売渡手形	150,000
金銭の信託	13,693	債券貸借取引受入担保金	57,914
有価証券	591,901	借入金	400,000
貸出金	4,281,973	外国為替	786
外国為替	18,851	その他負債	60,730
その他資産	107,692	賞与引当金	292
有形固定資産	809	役員退職慰労引当金	158
無形固定資産	16,336	ポイント引当金	647
繰延税金資産	2,654	睡眠預金払戻損失引当金	42
貸倒引当金	△ 2,422	特別法上の引当金	5
		負債の部合計	6,413,092
		(純資産の部)	
		資本金	31,000
		資本剰余金	13,625
		利益剰余金	84,512
		株主資本合計	129,138
		その他有価証券評価差額金	6,411
		繰延ヘッジ損益	△ 9,230
		その他の包括利益累計額合計	△ 2,818
		非支配株主持分	28
		純資産の部合計	126,348
資産の部合計	6,539,440	負債及び純資産の部合計	6,539,440

中間連結損益計算書 ( 2020年4月 1日から  
2020年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	37,761
資金運用収益	20,698
(うち貸出金利息)	( 16,788 )
(うち有価証券利息配当金)	( 3,043 )
役務取引等収益	13,746
その他業務収益	3,034
その他経常収益	281
経常費用	27,904
資金調達費用	3,431
(うち預金利息)	( 2,064 )
役務取引等費用	10,463
その他業務費用	173
営業経常費用	13,283
その他経常費用	552
経常利益	9,856
特別損失	252
固定資産処分損失	1
減損損失	28
その他の特別損失	221
税金等調整前中間純利益	9,604
法人税、住民税及び事業税	2,859
法人税等調整額	△ 9
法人税等合計	2,849
中間純利益	6,754
非支配株主に帰属する中間純損失	9
親会社株主に帰属する中間純利益	6,763

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結される子会社及び子法人等 4社  
住信SBIネット銀カード株式会社  
SBIカード株式会社  
ネットムーブ株式会社  
Dayta Consulting株式会社
  - (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
  - (2) 持分法適用の関連法人等 1社  
JALペイメント・ポート株式会社
  - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
  - (4) 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。  
9月末日 4社

## 会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. (1)と同じ方法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15年
その他	3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
4. 貸倒引当金の計上基準  
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
5. 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
6. ポイント引当金の計上基準  
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. 役員退職慰労引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、一部の子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当該役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
9. 特別法上の引当金の計上基準  
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
11. 重要なヘッジ会計の方法  
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。  
ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。  
また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
12. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。
13. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。
14. 消費税等の会計処理  
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 35百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計5,139百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は398百万円、延滞債権額は3,130百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は582百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,111百万円であります。  
 なお、上記3. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
 有価証券 301,216百万円  
 貸出金 364,476百万円  
 担保資産に対応する債務  
 債券貸借取引受入担保金 57,914百万円  
 借入金 400,000百万円  
 上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、有価証券104百万円を差し入れております。  
 また、その他資産には、先物取引差入証拠金13,592百万円、金融商品等差入担保金62,961百万円、保証金1,497百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は252,120百万円であります。なお、これらの契約は、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 951百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益208百万円及び睡眠預金による収益16百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額333百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別損失」には、基幹系システムの更改に係る一時的な費用を計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,507	—	—	1,507	
合計	1,507	—	—	1,507	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
 該当事項はありません。
3. 配当に関する事項  
 該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連法人等株式は、次表には含めておりません(注2)参照)。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	1,249,632	1,249,632	—
(2) 買入金銭債権(*1)	258,260	258,307	46
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	69,953	71,192	1,238
その他有価証券	521,910	521,910	—
(4) 貸出金	4,281,973		
貸倒引当金(*1)	△2,327		
	4,279,646	4,290,859	11,212
資産計	6,379,403	6,391,902	12,498
(1) 預金	5,742,513	5,742,376	△136
(2) コールマネー及び売渡手形	150,000	150,000	—
(3) 借入金	400,000	400,017	17
負債計	6,292,513	6,292,393	△119
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(13,505)	(13,505)	—
デリバティブ取引計	(13,504)	(13,504)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権等については、取引金融機関から提示された価格によっております。その他の買入金銭債権のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

預金のうち、要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、通貨及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ、金利オプション)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション)、債券関連取引(債券先物取引)、株式関連取引(株式指数オプション)であり、取引所等の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
関連法人等株式	35

関連法人等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	18,010	18,796	785
	地方債	15,000	15,186	186
	社債	36,943	37,209	266
合計		69,953	71,192	1,238

2. その他有価証券(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	169,838	166,012	3,825
	国債	84,789	83,932	857
	地方債	57,278	54,411	2,866
	社債	27,770	27,668	102
	その他	314,539	306,712	7,826
	外国債券	216,267	208,817	7,449
	その他	98,271	97,894	376
	小計	484,377	472,725	11,652
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	74,482	75,843	△1,361
	国債	45,028	46,352	△1,323
	地方債	3,162	3,163	△0
	短期社債	13,498	13,499	△1
	社債	12,792	12,828	△36
	その他	95,572	96,621	△1,049
	外国債券	43,921	44,036	△115
	その他	51,651	52,585	△933
	小計	170,054	172,465	△2,411
合計		654,432	645,190	9,241

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2020年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取得 原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,693	13,693	—	—	—

(注) 1. 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 83,769円92銭  
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 4,485円45銭

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、8.04%であります。

2020年12月25日

## 第 14 期 中 間 決 算 公 告

東京都港区六本木一丁目6番1号  
住信SBIネット銀行株式会社  
代表取締役社長 円山 法昭

## 中間貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,248,578	預金	5,743,684
買入金銭債権	258,317	コールマネー	150,000
金銭の信託	13,693	債券貸借取引受入担保金	57,914
有価証券	597,725	借入金	400,000
貸出金	4,281,912	外国為替	786
外国為替	18,851	その他負債	59,790
その他資産	106,390	未払法人税等	3,195
その他の資産	106,390	その他の負債	56,595
有形固定資産	756	賞与引当金	228
無形固定資産	12,961	ポイント引当金	647
繰延税金資産	2,543	睡眠預金払戻損失引当金	42
貸倒引当金	△ 2,193	特別法上の引当金	5
		負債の部合計	6,413,100
		(純資産の部)	
		資本金	31,000
		資本剰余金	13,625
		資本準備金	13,625
		利益剰余金	84,631
		その他利益剰余金	84,631
		繰越利益剰余金	84,631
		株主資本合計	129,257
		その他有価証券評価差額金	6,411
		繰延ヘッジ損益	△ 9,230
		評価・換算差額等合計	△ 2,818
		純資産の部合計	126,438
資産の部合計	6,539,538	負債及び純資産の部合計	6,539,538



中間損益計算書 ( 2020年4月 1日から  
2020年9月30日まで )

(単位：百万円)

科	目	金	額
経	常		36,202
資	運	20,749	
	(うち貸出金利息)	( 16,793 )	
	(うち有価証券利息配当金)	( 3,043 )	
役	引	12,475	
そ	の	2,720	
そ	の	256	
経	常	26,260	
資	調	3,408	
	(うち預金利息)	( 2,064 )	
役	引	9,864	
そ	の	48	
営	業	12,687	
そ	の	251	
経	常	9,942	
特	別	252	
固	資	1	
減	損	28	
そ	の	221	
税	前	9,689	
法	、	2,702	
法	人	△ 3	
法	人	2,698	
中	間	6,991	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. (1)と同じ方法により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15年
その他	3年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (5) 特別法上の引当金

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

### 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額 5,860百万円
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計5,139百万円含まれております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は398百万円、延滞債権額は3,069百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は582百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,050百万円であります。  
なお、上記3. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 301,216百万円  
貸出金 364,476百万円  
担保資産に対応する債務  
債券貸借取引受入担保金 57,914百万円  
借入金 400,000百万円  
上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、有価証券104百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、先物取引差入証拠金13,592百万円、金融商品等差入担保金62,961百万円、保証金1,473百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は252,120百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 877百万円
- 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金5百万円を計上しております。

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益208百万円及び睡眠預金による収益16百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額200百万円、キャッシュレス・消費者還元事業費28百万円及び株式等償却5百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」には、基幹系システムの更改に係る一時的な費用を計上しております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

- 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	18,010	18,796	785
	地方債	15,000	15,186	186
	社債	36,943	37,209	266
合計		69,953	71,192	1,238

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	5,833
関連法人等株式	27
合計	5,860

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券（2020年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	169,838	166,012	3,825
	国債	84,789	83,932	857
	地方債	57,278	54,411	2,866
	社債	27,770	27,668	102
	その他	314,539	306,712	7,826
	外国債券	216,267	208,817	7,449
	その他	98,271	97,894	376
	小計	484,377	472,725	11,652
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	74,482	75,843	△1,361
	国債	45,028	46,352	△1,323
	地方債	3,162	3,163	△0
	短期社債	13,498	13,499	△1
	社債	12,792	12,828	△36
	その他	95,572	96,621	△1,049
	外国債券	43,921	44,036	△115
	その他	51,651	52,585	△933
小計	170,054	172,465	△2,411	
合計		654,432	645,190	9,241

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,693	13,693	—	—	—

（注）1. 当中間期末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

繰延ヘッジ損失	4,176百万円
関係会社株式償却	802
その他有価証券評価差額金	738
貸倒引当金	523
その他	775
繰延税金資産小計	7,017
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△802
評価性引当額小計	△802
繰延税金資産合計	6,214
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,567
繰延ヘッジ利益	102
繰延税金負債合計	3,670
繰延税金資産の純額	2,543百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 83,848円61銭  
1株当たりの中間純利益金額 4,636円15銭

（自己資本比率関係）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.29%であります。